

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月13日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）	
建築住宅課		建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び同法第7条の2第1項（同法 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定確認検査機関の指定をすること。	（略）	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（同法第87条第1項、 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び同法第7条の2第1項（同法 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定確認検査機関の指定をすること。	（略）
(2) 建築基準法第6条の2第6項（同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。		(2) 建築基準法第6条の2第6項（同法第87条第1項、 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	
(2)の2～(15) （略）		(2)の2～(15) （略）	
（略）		（略）	